

船橋市保健所H I V検査実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針（平成24年1月19日厚生労働省告示第21号）に基づき、保健所におけるH I V検査（以下「検査」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(検査受付)

第2条 検査受付は、次の各号に掲げるところにより実施するものとする。

- (1) 検査を担当する保健師（以下「担当保健師」という。）は、検査を希望する者（以下「受検者」という。）に検査の流れを説明した上で、受付番号及び検体番号を記載したH I V検査申込書（①保健所控）（以下「H I V検査申込書」という。）に必要事項を記入させ、検査を受け付ける。
- (2) 担当保健師は、受検者に検査の特性を説明し、受検についての同意を得た上で、検査申込書の記入事項に沿って問診を行う。

(採血)

第3条 採血は、次の各号に掲げるところにより実施するものとする。

- (1) 採血は、医師の指示の下に採血を行うことのできる資格を有する者（以下「採血者」という。）が実施する。
- (2) 採血者は、採血管番号を記入し、受検者にH I V検査申込書の検体番号と採血管番号に記入誤りのないことを確認する。
- (3) 採血者は、受検者の静脈から5～6 m l を無菌的に採血し、穿刺後の穿刺部位の確認、安静の指導等を行う。
- (4) 担当保健師は、受検者に検査結果を聞くためには検査申込書（②結果確認用）の持参が必要であることを説明し、当該検査申込書（②結果確認用）を交付する。

(検査)

第4条 検査は、次の各号に掲げるところにより実施するものとする。

- (1) スクリーニング検査は、保健所において行うものとし、採血者は、検体にH I V検査申込書を添えて、検査の担当職員に当該検体を手渡しする。
- (2) 検査の担当職員は、スクリーニング検査の結果をH I V検査申込書に記入した上で、H I V検査申込書を担当保健師に手渡しする。
- (3) スクリーニング検査の結果により確認検査の必要があるときは、委託検査機関にお

いて確認検査を行う。

(検査結果の説明)

第5条 検査結果の説明は、次の各号に掲げるところにより実施するものとする。

- (1) 検査結果の説明は、プライバシーに配慮した部屋において、面接により口頭で行う。
- (2) 担当保健師は、受検者が持参する検査申込書(②結果確認用)とH I V検査申込書を照合し、受検者本人であることを確認した上で、検査結果を説明する。ただし、H I V検査陽性者に対する説明は、原則として医師が当該H I V検査陽性者の心理状態を考慮した上で慎重に行い、必要に応じて医療機関の紹介等の支援を行う。

(採血者の感染防止)

第6条 採血者は、採血に使用した注射針、採血した血液等の取り扱いに十分注意し、注射針等により自らの身体を刺傷することがないように細心の注意を払わなければならない。

- 2 採血者が誤って注射針等により自らの身体を刺傷したときは、担当保健師は、直ちに、別に定める針刺し事故防止マニュアルにより適切に対応しなければならない。

(個人情報保護等)

第7条 検査に携わる者は、受検者の個人情報の保護、人権等に十分配慮しなければならない。

(感染性廃棄物の処理)

第8条 注射針等の感染性廃棄物は、「感染性廃棄物の適正処理について」(平成16年3月16日付環産産発第040316001号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知)に基づき、適正に処理しなければならない。

(補則)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年5月1日から施行する。